

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿

(参考送付先)

庁内各局部課長

各附属機関の長

各地方機関の長

警察庁丙刑企発第58号

令和7年9月2日

警察庁刑事局長

緻密かつ適正な捜査の推進のための刑事指導業務の確立について（通達）

平成29年から令和2年にかけて警視庁公安部外事第一課が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に違反するとして捜査した事案に係る国家賠償請求訴訟に関し、先般、「国家賠償請求訴訟判決を踏まえた緻密かつ適正な捜査の徹底について（依命通達）」（令和7年8月7日付け警察庁乙備発第4号ほか）が発出されたところである。

緻密かつ適正な捜査（以下「適正捜査」という。）の推進については、これまでも累次にわたり指示してきたところであるが、今般、適正捜査の推進のための刑事指導業務の確立に向け、下記のとおり、適正捜査指導官を設置等することとしたので、業務上遺漏のないようにされたい。

記

1 適正捜査指導官の設置

適正捜査を推進するための指導・教養等の司令塔として、警視庁及び道府県警察本部（以下「警察本部」という。）刑事部庶務担当課に適正捜査指導官を置くこと。

適正捜査指導官には、適正捜査に関する豊富な知見及び見識を有し、指導力に優れた警視の階級にある警察官を指定すること。

なお、適正捜査の推進に当たっては、最新の情勢に応じて各種指導内容の見直しを的確に行うことが求められることから、当該指定に際しては、その能力、経歴等を考慮した上で、情勢の変化に鋭敏に反応し、必要な知識の研鑽等に励むことのできる優れた人格識見を有する者を選定するよう配意すること。

2 適正捜査指導官の任務

適正捜査指導官は、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 適正捜査を徹底するための指導・教養等の実施に関すること

ア 捜査関係法令等の遵守に関する指導・教養

警察の捜査は、刑事訴訟法、警察法、犯罪捜査規範等の捜査関係法令及び関係通達等（以下「捜査関係法令等」という。）に基づき実施されるものであることを、捜査に当たる全ての警察官に理解させるため、捜査関係法令等の遵守に関する指導・教養を徹底すること。

イ 各種捜査手続に関する指導・教養

事件の送致・送付、被害・告訴等の届出の受理、取調べの録音・録画、証拠物件の管理等、捜査関係法令等に基づく具体的な捜査手続に関する指導・教養を実施すること。

その際、必要に応じた執務資料の作成、具体的な事例に関する質疑への対応等により、その趣旨や意義のみならず、具体的な措置要領を理解させ、各種捜査手続が適正に実施されるような取組を徹底すること。

ウ 巡回業務指導による適正捜査の浸透

定期的に警察本部・警察署の事件主管課に対し、関係部門とも連携しつつ巡回業務指導を行い、捜査関係法令等に基づく捜査が徹底されているか確認するとともに、改善すべき点がある場合には指導・教養を行い是正を図ること。

(2) 捜査幹部に対する助言に関すること

警察本部刑事部の事件主管課及び警察署が捜査する事件のうち、各種捜査手続に関する疑義の有無など、適正捜査の観点から検討が必要なものについて、警察本部長・警察署長等の捜査幹部から意見を求められたときは、これに必要な助言を行うこと。

(3) 現場捜査員等の意見等に対する窓口の設置等に関すること

刑事部門（組織犯罪対策部門も含む。）の捜査に関する現場捜査員等の相談・意見等（以下「意見等」という。）を受け付ける窓口を設置すること。

適正捜査指導官は、意見等の中に捜査指揮上の重大な問題が存在する又はそのおそれがあると認められる場合は、意見等をした現場捜査員等の保護に適切な配慮をした上で、警察本部長等へ報告すること。

(4) 他部門との連携に関すること

捜査を担当する他部門における適正捜査を担当する者との連携を密に図り、必要に応じ、他部門に対して助言等を行うこと。

3 適正捜査の指導・教養等を所掌する係の設置及び体制整備

(1) 適正捜査指導係の設置

適正捜査指導官の下に、適正捜査を徹底するための指導・教養等を所掌する係（以下「適正捜査指導係」という。）を設置し、適正捜査指導官の指揮の下で当該指導・教養等を統一的に行うこと。

(2) 適材適所の体制整備等

適正捜査の推進に当たっては、捜査関係法令等に基づく捜査を徹底させることが求められることから、適正捜査指導係には、捜査関係法令等を十分に理解した上で、これらを指導・教養する能力を備えている警察官を配置するなど、適材適所の人材の配置に配慮すること。

また、適正捜査の考え方を捜査に当たる全ての警察官に浸透・徹底させるためには、指導・教養を具体的かつ継続的に実施することが必要となることから、警務部門とも連携を図り、中長期的な視点で計画的に適正捜査指導係に配置するにふさわしい人材の育成を図り、切れ目なく十分な適正捜査指導体制の整備を図ること。